

2020(令和2)年度 福祉サービス第三者評価 調査結果報告書

恩納村オリーブ保育園

職員説明会	2020年	12月	24日
		5	
職員報告会	2021年	3月	22日

2021年3月22日
特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

2020（令和2）年度

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

説明会	2020年12月24日
確定日	2021年 3月22日

② 事業者情報

名 称：	恩納村オリーブ保育園	種 別：	保育園
代表者氏名：	平安名 紀子	定員 (利用室数)：	60 (5 室) 名
所 在 地：	〒904-0415 沖縄県国頭郡恩納村字仲泊858-4	Tel	098-987-8969

③ 総評

◇特に評価の高い点

1. 食事を楽しみ、おいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
 食事は各保育室でとり、0歳児と1歳児には保育士や看護師が各テーブルについて子どもの様子を見ながら援助し、2階の2・3・4歳児の保育室では、保育士と一緒に食事を摂っている。食事は子どもが達成感を味わえるような分量にし、偏食や食の細い子どもには少量から始め、食べられた時は褒めて一緒に喜んでいる。栽培して収穫した野菜を使って実施した調理体験を機に食べられる量が増えた子どもがいる。食器はメラミン食器を使用し、食具も子どもの発育に合わせて大小のスプーンやフォークが用意され、4歳児はお箸を使用している。おいしく安心して食べることのできる食事の提供として、離乳食は発育に応じて形状を変え、アレルギーのある子どもには除去食や代替食で対応している。その日の子どもの体調に応じてお粥を提供し、牛乳をお茶にする等、柔軟に対応している。検食は、事務職員や保育担任、看護師、園長、主任が交代で1日3回実施し、残食は厨房職員が毎日確認して日誌に記載している。毎日、調理員や栄養士が保育室を回って話をしながら喫食状況を確認している。毎月、給食会議を開催し、子どもたちの喫食状況を報告し、残食の多い献立の改善について検討している。食事は、節分の恵方巻きや3月のひな寿司等、季節や行事に配慮した献立とし、1月の七草がゆの提供時は、食材を揃えて子どもたちに触れてもらい七草がゆの由来を説明している。郷土の食については、ムーチー作りを実施し、正月の中身汁やクーブイリチー等が提供され、おやつもチンビンやクズモチ等を手作りして提供している。
 関連項目：60、61

2. 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育については、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差について、登園時や午睡時に寝不足傾向のある子どもには家庭での生活リズムを把握する等、一人ひとりに合わせた対応がされている。室内から戸外活動へ移動する際も、保育士が子どもの思いに寄り添った声かけを行っている。0歳児は、一人ひとりの登園時の様子やその日の機嫌等を把握し、子どもの発達過程に応じて、食事や排せつ、遊び等に対応している。1歳児は、「ボール遊びなど子どもの好きな遊びを保育士だけでなく友だちとも楽しんでいる姿が見られる」との記録がある。2歳児は、「△△さんは身の回りのことを自分でやりとげ達成感が味わえるように、様子を見守りゆったりとした時間を設けて取り組めるようにしていく」と記録されている。意思表示が十分でない子どもについては、保育士から声かけをし気持ちを汲み取っている。担任が1人保育になった場合は、サポートとして園長や主任が入って、個別に子どもの欲求を受け止め、落ち着いたところで集団に戻している。職員には、子どもに対して「さん」づけで分かりやすい言葉を使って話すように周知している。保育中の言葉かけのポイントとして、「子どもたちの話を受け止める、安心感を与える、褒めることで自己肯定感を高めることにつながる」等、7項目を取り上げて職員に周知している。
 関連項目：48

3. 保護者等が安心して子育てができる支援、及び家庭での不適切な養育の予防に努めている。

保護者が安心して子育てできる支援については、日々の送迎時における保護者との対話や連絡帳を通してコミュニケーションを図り、保護者からの相談等には個別に対応して信頼関係を築くことに努めている。子どもの急な発熱に保護者が対応できない場合は、看護師が体調不良児室で観察する等の対応をしている。保護者からの相談は担当保育士が対応し、内容によっては主任や園長に報告して対応する体制があり、相談内容は記録されている。相談は保護者の就労等、個々の状態に合わせて対応している。園で実施している病後児保育や体調不良児保育、延長保育が利用されている。

家庭での不適切な養育の予防については、虐待対応マニュアルに子どもへの対応やプライバシー保護等、職員としての高い意識を身につけることが記載されている。人権や愛着障害については研修が実施され、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、職員間の理解が図られている。虐待チェックシートで子どもの登・降園時、遊びと生活の様子等を確認しながら把握に努めている。不適切な養育と感じられる場合は、子どもの気になる状況についてクラス担当や主任、園長等で話し合い、行政に連絡し、児童相談所と連携して対応した事例がある。保護者に対しては、送迎時に話し合い、保護者の精神面等への援助を心がけるよう職員に周知している。虐待等が気になる子どもについては、行政の虐待対応マニュアルが整備され、保育園での関わり方のポイントや児童虐待の現状と対応について、園内研修により理解を深め、職員は虐待の早期発見や予防に努めている。

関連項目： 63、64

◇改善を求められる点

1. 保育の質の向上に向けて、評価結果にもとづき改善すべき課題を明確にし、課題の改善に取り組むことが望まれる。

保育の質の向上に向けた取組については、法人が引き継いだ後の保育園の設備や備品の補充、買い替え、屋上庭園の日常的な活用ができていない等の課題があり、これまでに遊具やピアノ等を買替え、床に畳を敷く等の改善が行われている。隣接する土地を購入し、園庭として活用するために現在整備中である。保育の内容については、職員会議で確認し、法人全体の園長会議で検討する体制となっている。毎年、職員は自己評価を実施している。自己評価の結果を集計・分析し、課題を抽出した上で、改善に向けてPDCAサイクルにもとづき、保育園全体の質の向上に向けて組織的な取組が望まれる。

関連項目： 8、9

2. 提供する福祉サービスの標準的な実施方法(マニュアル)を定期的に検証し、必要な見直しが望まれる。

保育の標準的な実施方法については、苦情解決対応や事故防止及び事故発生対応、感染症対応、食物アレルギー対応等のマニュアルが多数整備されている。危機対応要領の保健衛生管理マニュアルには、子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護の姿勢が明示されている。マニュアルは、職員がいつでも閲覧できるよう職員室に設置している。事故防止及び事故発生対応マニュアルについては、園内で勉強会を実施している。

標準的な実施方法(マニュアル)にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築、及びマニュアルの検証・見直しの時期や方法を定め、定期的に検証し、必要な見直しが望まれる。

関連項目： 40、41

3. 全体的な計画への項目追加、及び自己評価の実施、改善が望まれる。

全体的な計画は、保育所保育指針や保育所の理念、保育方針及び保育目標にもとづいて作成されている。保育所保育指針に沿って、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、保育時間、地域社会との連携、災害、安全、保健支援等で計画が作成されている。今年度の全体的な計画は、法人本部が作成した全体的な計画に園長が「地域社会との連携」や「地域の実態・子どもや家庭の状況」を追加して作成されている。

全体的な計画に「育みたい資質・能力」や「自己評価欄」の追加、及び評価の実施、並びに全体的な計画作成への職員の参画が望まれる。当園で提供している「病後児保育や体調不良児保育」の追加にも期待したい。

関連項目： 46

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回初めて第三者評価を受審し、多くの課題に気付かせていただき、今後の課題が明確になりました。とても丁寧にご指導、ご助言をいただき、改めて意識を高める良い機会にもなりました。ありがとうございました。評価を受ける前と後では職員の意識も変わり、より仕事への意識が高まり、共通理解を深めることができたと思っております。今後は評価結果を真摯に受け止めながら、全職員で質の向上に取り組んでいきたいと思っております。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 評価結果 保育所版

項 目		評価 結果
		職員 の 集計結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断 基準	a 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	30.0%
	b 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	50.0%
	c 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	10.0%
	n	10.0%
着 眼 点	<input type="radio"/> 1 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	<input type="radio"/> 2 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	<input type="radio"/> 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	<input type="radio"/> 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/> 7 (保育所)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
1 コメント	<p>理念、基本方針の明文化と周知については、今年度、理念と基本方針を見直して事業計画に記載し、ホームページで公開している。理念は「子どもたちの未来を支援する」とし、保育所の使命や考え方を読み取ることができる。基本方針は、「子どもの生きる力の基礎を育て、最善の利益を守り、心身ともに健やかに育てる」とし、理念との整合性が確保され、職員の行動規範となっている。理念と基本方針は各クラスに掲示し、「人権とは?」や「愛着について」の園内研修で言葉かけや丁寧な保育の大切さとともに、理念についても園長が職員に説明している。保護者には、最初に理念と基本方針を記載してわかりやすく作成した「入園のしおり」を用いて、入園時のオリエンテーションや進級式で説明している。理念や基本方針は、2年に1度、園長と主任が法人の検討会議に参加して見直している。</p>	

項 目			評価結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	5.0%
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	10.0%
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	15.0%
	n		70.0%
着眼点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○ 2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○ 4	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
2	コメント	<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、園長は施設長資格研修をオンラインで受講し、日本保育協会等の園長研修で社会福祉事業の動向について把握している。村の保育ニーズとして、多子世帯が多く、0～2歳児の受け皿が必要とされていることや地域に学童保育所がないこと等を把握している。子育て支援や待機児童対策として、法人では4月に新たな保育園の開設が予定され、学童保育所にも取り組む計画がある。保育園の課題としては、床の改修や設備・備品の購入、園庭がなく屋上に遊具等を設置しているが活用されていない等を把握している。財務状況については月次報告されている。地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向の把握が望まれる。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	5.0%
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	10.0%
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	10.0%
	n		75.0%
着眼点	○ 1	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
3	コメント	<p>経営課題を明確にした具体的な取組については、職員の確保・育成のため人件費率と安全面に配慮した施設整備等を課題としている。経営状況や改善すべき課題については、理事会・評議員会で共有されている。施設整備の課題への取組として、電子ピアノや絵本、大型紙芝居等を購入し、安全面に配慮した畳とロッカーを発注済みである。園庭については、隣接した土地を購入して現在整備中である。電気や水の節約等、財務状況については、職員会議で周知して取り組んでいる。</p>	

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	5.0%
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。	15.0%
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	10.0%
	n		70.0%
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
4	コメント	<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、今年度、中・長期(令和3~7年度)の事業計画と収支計画が策定されている。長期計画は、幸せな子ども時代を過ごす、子どもの人権が守られることを掲げ、中期計画は、子どもを尊重し寄り添う保育実践、保育環境づくりを位置付けている。保育方針(子どもの生きる力の基礎を育てる)に沿って、中期計画は保育の方法や食育と保健計画のポイント、地域との連携や保護者への配慮、防災対策、研修計画等で構成されている。</p> <p>中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定して、実施状況の評価が行える内容とすること、及び必要に応じて見直すことが望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	5.0%
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	20.0%
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	10.0%
	n		65.0%
着眼点	○ 1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	○ 2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
5	コメント	<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定については、中期計画をもとに、保育の方法(見守る保育)や食育、健康管理、防災計画、研修計画等が反映され、具体的な内容となっている。</p> <p>単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等の設定により、実施状況の評価を行い、事業計画に沿った実績報告が行える内容とすることが望まれる。</p>	

項 目		評価結果	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	0.0%
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	25.0%
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	20.0%
	n		55.0%
着眼点	<input type="radio"/> 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	<input type="radio"/> 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	<input type="radio"/> 3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	<input type="radio"/> 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	<input type="radio"/> 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
6	コメント	<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについては、1月ごろから園長と事務長で評価・分析し、職員会議で職員の意見を聞いて見直し案を作成している。その後、理事会、評議員会を経て決定した事業計画は職員会議で職員に説明し、回覧して周知している。</p> <p>事業計画の実施状況の把握や評価・見直しについて、時期と職員の参画を明確にした手順を定め、手順にもとづく把握や評価・見直しが望まれる。</p>	
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	5.0%
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	20.0%
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	30.0%
	n		45.0%
着眼点	<input type="radio"/> 1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	<input type="radio"/> 2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	<input type="radio"/> 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	<input type="radio"/> 4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
7	コメント	<p>事業計画の保護者等への周知については、年度初めに避難訓練や交通安全教室、身体測定等についても記載された年間計画を保護者に配布し、入園時の保護者の資料として説明している。必要に応じて毎月の園だよりやクラスだよりに計画の開催要項を掲載し、保育アプリを活用して前日にメール送信して、保護者等の参加を促す工夫をしている。</p> <p>保護者に配布している年間計画は行事を中心に作成されているが、子どもに関する内容だけでなく、職員の会議や研修、ボランティア活動等も含めた保護者等がより理解しやすい事業計画の主な内容を説明した資料の作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	5.0%
	b	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	45.0%
	c	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	20.0%
	n		30.0%
着眼点	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	2	保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。	
	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
8	コメント	<p>保育の質の向上に向けた取組については、法人が引き継いだ後の保育園の設備や備品の補充、買い換え、屋上庭園の日常的な活用ができていない等の課題がある。職員の意見をもとに、遊具やピアノ等を買換え、床に畳を敷く等の改善が行われている。隣接する土地を購入し、園庭として活用するために現在整備中である。保育の内容については、職員会議で確認し、法人全体としては、園長会議で検討する体制となっている。毎年、職員個別の自己評価が実施されている。今回は第三者評価を受審するにあたり、定められた評価基準にもとづいて自己評価を実施している。</p> <p>自己評価の結果を集計・分析して課題を抽出した上で、改善に向けてPDCAサイクルにもとづき、保育の質の向上に関する組織的な取組が望まれる。</p>	
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		c
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	5.0%
	b	評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	25.0%
	c	評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。	25.0%
	n		45.0%
着眼点	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	2	職員間で課題の共有化が図られている。	
	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
9	コメント	<p>毎年度の自己評価にもとづき、保育園として評価結果を分析・検討し、職員参画のもとで取り組むべき課題を明文化し改善計画を作成して、PDCAサイクルにもとづく改善の実施の取組が望まれる。</p>	

項 目		評価結果	
Ⅱ 組織の運営管理			
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	25.0%
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	30.0%
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	15.0%
	n		30.0%
着眼点	○ 1	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
10	コメント	<p>施設長の役割と責任の職員への表明については、運営規程に運営の方針が明記され、事業計画に「運営規程に則って運営する」と記載されている。園長の職務内容は運営規程や重要事項説明書、事業計画に明示されている。園長不在時の権限委任について、危機発生時と日常の保育業務における責任者は基本的指揮権として、園の管理順位が理事長(理事長代理:事務長)、園長、主任保育士の順に定められている。園長の役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明・周知することが望まれる。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	10.0%
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	30.0%
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	10.0%
	n		50.0%
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
11	コメント	<p>遵守すべき法令等の正しい理解と取組については、経理規程に沿って取引事業者との適正な関係を保持している。園長は「働き方改革関連法」の勉強会に参加している。保育士倫理綱領や育児・介護休業等に関する規程、個人情報保護規程、ハラスメント防止規程、保育園机上処理規程、公益通報者保護規程等を作成している。保育制度や関係法令等については、初任主任保育士研修(1名)や初任保育所長等研修(2名)を受講させている。労務関係の法令等については、毎年、全職員に社会保険労務士による園内研修を実施している。</p>	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	10.0%
	b	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	50.0%
	c	施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	15.0%
	n		25.0%
着眼点	1	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	2	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	3	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○ 4	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○ 5	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
12	コメント	<p>保育の質の向上に向けた取組への指導力の発揮について、職員は年1回、業務遂行能力や対人能力、姿勢・態度についての自己評価に取り組んでいる。保育の質の向上に向けて、園内研修計画を作成して毎月実施し、園内研修は問題点や気づき等、職員間で意見を出し合って学び会える場と位置づけている。職員に県内外の研修を受講させて、教育・研修の充実を図っている。</p> <p>職員は毎年、自己評価を実施しているが、保育園としての自己評価を実施し、集計・分析の上課題を把握して改善に取り組むことが望まれる。</p>	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	5.0%
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	25.0%
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	15.0%
	n		55.0%
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
13	コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮については、次年度に向けて事務長と園長が年齢別園児の想定数と必要な保育士数等について人事面から分析している。分析結果をもとに村の担当者と話し合い、保育士の法定基準9名に対して3名のフリー保育士を配置し、12名でクラスを担当して加算要件を満たし、主任保育士と栄養管理、療育支援、事務職員の4名の加算職員を配置して業務の実効性を高める取組をしている。全職員が神戸での法人研修を受講し、「他園の良いところを見て、自園でどういことができるか」を意識形成の機会とし、園内研修時に各クラスの報告や県外研修の報告をさせている。「保育現場にパソコンが1台しかない」という職員の要望で、各クラスにパソコン1台を配布しICTを導入する等、業務改善に取り組んでいる。</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高めるための具体的な体制の構築が望まれる。</p>	

項 目		評価結果	
Ⅱ-2 人材の確保・育成			
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
判断基準	a	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	10.0%
	b	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	30.0%
	c	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	20.0%
	n		40.0%
着眼点	○ 1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○ 2	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○ 3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○ 4	法人(保育所)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	
14	コメント	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組について、職員の職種と人数は法定の配置基準以上とすることが運営規程で定められ、事務規程で園独自の職種と人数及び職務内容も規定されている。必要な人材はハローワークを通して採用している。人材育成として、職員は1年目はフリー保育士とし、2年目からはベテランと一緒にクラス担任として勤務させている。保育士や調理師の資格、簿記等、保育園に必要な免許・資格取得のための受講料と受験料、交通費を会社(法人)が負担する制度があり、これまでに1人が保育士の資格を取得しており、主任保育士の育成も計画的に実施している。	
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	10.0%
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	30.0%
	c	総合的な人事管理を実施していない。	5.0%
	n		55.0%
着眼点	○ 1	法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	○ 2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	○ 3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	○ 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	○ 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○ 6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
15	コメント	総合的な人事管理については、事務規程で「職員に求めている人材像や役割」を明確にし、就業規則で採用や昇任、降任、異動等が定められ、職員に周知されている。人事考課制度が導入されて、キャリアパスの活用による処遇改善手当や経験手当等により、職員が将来の姿を描くことができる総合的な仕組みがある。業務遂行能力や対人能力、姿勢・態度について、職員は自己評価を実施し、年2回の面談も実施しているが、園長による評価・分析を実施し、分析結果にもとづいた改善策の検討・実施が望まれる。	

項 目		評価結果	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	35.0%
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	45.0%
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	15.0%
	n		5.0%
着眼点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
	○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	○ 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	○ 8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
16	コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握、働きやすい職場づくりについては、労務管理に関する責任者は園長とし、職員の勤務時間や有給休暇の取得状況等は主任が確認して職員の就業状況を把握している。職員の心身の健康と安全の確保のため、健康管理シートや自己管理表による検温等のチェックを職員に周知している。職場内での相談については主任が窓口であることを口頭で職員に伝え、状況によっては園長が対応することもある。法人への相談や報告は、事務長が窓口となっている。職員の希望をもとに、外履き用の靴と上履き用のスリッパが支給されている。施設外研修の交通費や資質向上に関する各種免許取得制度の受講料支給等の福利厚生が行われている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、基本的に残業はしないことにしているが、長時間保育により月平均2～3時間の長時間勤務がある。年次有給休暇は職員の希望にそって取得できるよう配慮し、育児休暇中の職員が2名いる。保育園の人員体制として、基本の人員配置数よりも多い職員数で保育しており、急な対応もスムーズに行われている。人材確保や組織の魅力を高める取組として、母体法人の県外施設や保育園等での全職員の研修が実施されている。独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済に加入し、給与等の待遇面についても母体法人の県外保育園と同様になっている。担当保育職員による保育実施記録の時間確保や休憩時対応保育士の配置等についての検討が望まれる。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	5.0%
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	50.0%
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	30.0%
	n		15.0%
着眼点	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	2	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
17	コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取組に関して、職員は「保育者のための自己評価チェックリスト」で自己評価を実施し、「保育所保育指針」の各章・テーマ毎に集計して気づきを記入し、気づきの中から印象に残った3点を抽出している。職員の自己評価をもとに園長は個別面談を実施している。個別面談を通して、職員一人ひとりに目標項目と目標水準、目標期限を明確にした目標を設定させ、年2回の面談で目標達成度を確認するための、目標管理の適切な実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	35.0%
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	35.0%
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	10.0%
	n		20.0%
着眼点	1	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
18	コメント	職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、今年度策定した中・長期計画に経験年数毎の専門技術を明示し、園内研修計画を作成して研修が実施されている。研修計画は園長と職員で振り返り、年度末に作成している。教育・研修計画に「基本方針」と「期待する職員像」を明記し、定期的に研修内容やカリキュラムの評価・見直しの実施が望まれる。	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	40.0%
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	35.0%
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	15.0%
	n		10.0%
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
19	コメント	職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の専門資格の取得状況等は資格証や研修修了証で把握している。新任職員には初任保育士研修を受講させ、1年目はフリー保育士として、2年目はベテラン職員と一緒にクラス担任をして2年間はOJTを実施している。園長研修や保育士研修、事務員、調理員の研修等、階層別や職種別研修を受講させ、専門職や職務分野別のリーダーには職務内容に応じたテーマ別研修を受講させている。外部研修の情報は所定の場所に設置し、必要に応じて職員に声かけして参加を勧奨している。職員が年間を通して公平に研修に参加できるよう、園長と事務長が調整し、研修参加費や交通費は園で負担している。コロナ禍の今年度はリモートによる研修も受講している。	

項 目			評価結果
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	15.0%
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	20.0%
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	15.0%
	n		50.0%
着眼点	○ 1	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。	
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
20	コメント	<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成の体制整備については、実習生等受入規定や実習生等受入マニュアルを整備し、「次世代の保育士を育成していくことに貢献する」と基本姿勢が明文化されている。実習生受入時は、マニュアルに沿って受入れ、実習生へのオリエンテーションを実施して守秘義務についても説明している。職員や子どもには口頭で説明し、保護者には園だよりで事前に説明している。実習生受入に対応する保育士は、キャリアアップ研修や主任保育士研修等で資質向上に取り組んでいる。実習内容については、学校からのプログラムをもとに計画し、連携しながらクラス担当保育士が中心になり対応することになっている。今年度は新型コロナの影響もあり、実習生の受入は行っていない。</p> <p>実習生等の受入については、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意が望まれる。</p>	
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	10.0%
	b	保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	20.0%
	c	保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	25.0%
	n		45.0%
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○ 2	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○ 4	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
21	コメント	<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、理念や基本方針、保育の内容、財務諸表等がホームページで公開されている。苦情については毎月の園だよりに掲載し、ホームページに「0件」で報告している。第三者評価受審は今回が初めてである。法人理事長の変更時に、地域の区長(2地区)や村長、福祉課長に園のパンフレット(入園のしおり)と会社概要を持参して説明している。</p> <p>苦情については公表することになっているが、苦情・相談の体制を公表し、相談内容にもとづく改善・対応の結果についても公表するとともに、理念や基本方針、保育の内容等を説明した広報誌等の地域への配布が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	10.0%
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	15.0%
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	15.0%
	n		60.0%
着眼点	○ 1	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ 2	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ 3	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
22	コメント	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組について、事務、経理、取引等に関しては経理規程で定められ、職務分掌と権限・責任は運営規程と事業計画に明示され、職員に周知している。毎年、法人の監事監査が実施され、月次報告も行われている。公認会計士から事業費や事務費の運用、人件費等の収支報告書の項目整理等について、指導助言を得ている。経営課題(理事報酬を0にして人件費や保育内容の充実に充てる)については理事会を経て改善されている。	
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	15.0%
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	30.0%
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	20.0%
	n		35.0%
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○ 3	子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○ 4	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○ 5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
23	コメント	子どもと地域との交流を広げるための取組については、事業計画及び実績報告書に記載されている。中・長期計画では、地域との連携や地域への活動等において、基本的な考え方を文書化している。行政からの3歳児健診や予防接種等の情報は玄関の掲示板で情報を提供している。地域のハーリーや老人会、福祉まつり等(今年はコロナ禍で中止)の行事案内は随時、行われている。地域の幼稚園との交流や近隣地域を歩くハロウィン行事等の際は、全職員が出勤して対応する体制としている。地域の人々に保育園や子どもへの理解を得る取組として、地域の高齢者と交流し、村主催の福祉まつりに参加して4歳児がダンスを披露している。警察のイベントに参加して交通安全について学び、幼稚園や小学校と交流する等、子どもと地域との交流の機会を設けている。地域の図書館や海洋博公園の情報を提供し、こどもの国から寄付された無料チケットの情報は保護者等に提供している。	

項 目			評価結果	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b	
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	15.0%	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	15.0%	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	30.0%	
	n		40.0%	
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5	学校教育への協力を行っている。	
24	コメント	<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢の明示と体制整備については、保育園ボランティア受入規定に地域との交流の充実を図る目的が記載されている。事業計画や中・長期計画に住民との交流事業や地域との連携が明記され、ボランティア受入や学校教育等への協力に関する基本姿勢が明文化されている。マニュアルで受入担当者は園長となっている。ボランティアがピアノ練習用鍵盤を紙で作成し、地域の方の畑でジャガイモやトマト等の収穫に参加する農業体験等も行われている。昨年11月、地域の小学6年生が職場体験で園児と一緒にクッキングを行っている。職場体験のボランティア(元保護者)には、園長から保育園の概要や子どもに関する事前の説明が行われ、当日は各担当保育士が具体的な役割等を説明して対応している。保育園は、地域の小学校や中学校等の職場体験等のボランティア受入を事業計画に位置づけて、学校教育への協力が行われている。</p> <p>ボランティア等の受入マニュアルへの登録手続、及び子ども・保護者等や職員への事前説明についての追記が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	15.0%
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	20.0%
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	25.0%
	n		40.0%
着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	○ 5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○ 6	(保育所)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
25	コメント	<p>保育所として必要な社会資源の明確化や関係機関等との連携については、社会資源として民生委員・児童委員や警察からの資料、行政の担当部署、幼稚園や小学校等、関係機関の一覧表が作成されている。緊急時等に関する社会資源の一覧表は事務所に掲示し、職員に周知されている。配慮を必要とする子どもには、行政の保健師と心理士による巡回指導がある。地域の公民館での敬老会等の行事やハーリー、エイサー等の社会資源は会議等で情報を共有している。園長は県内の園長会や地域の幼稚園の連絡会に参加している。園長は地域の出身で、日頃から地域の子ども会や婦人会、老人会に参加して交流を図っている。その中で、子どもが休みの時に災害が発生した場合の対応方法が話題となり、NTTの災害伝言板の活用が検討された。地域の公民館活用時に近隣住民と挨拶を交わし、幼稚園とのハロウィン交流会や幼保連絡会との情報交換会等、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。家庭での不適切な養育が疑われる場合は、必要に応じて村役場や児童相談所、要保護児童対策地域協議会等と連携して対応した経緯がある。地域の関係機関・団体の共通の問題に対し、解決に向けて協働して取り組むことが望まれる。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	0.0%
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	15.0%
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	35.0%
	n		50.0%
着眼点	○ 1	保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
26	コメント	<p>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組については、保育所の近隣2か所の地区と連携し、保育園の敬老会に子どもの祖父母や地域の高齢者も参加してもらい交流を図っている。園長は県内の園長会や地域の幼稚園の連絡会に参加している。園長は地域の出身であり、日頃から地域の子ども会や婦人会、老人会に参加して交流を図ることで、地域の生活課題等の把握に努めている。地域の民生委員・児童委員連絡会や自治会等に保育所(組織)として参加することにより、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	C
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	5.0%
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	15.0%
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	30.0%
	n		50.0%
着眼点	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	4	保育所(法人)が有する保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
27	コメント	保育所が有する保育の提供に関するノウハウや専門的な情報等をもとに、地域貢献に関わる事業・活動を事業計画等に明示し、地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動についての取組が望まれる。	

項 目		評価結果	
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	25.0%
	b	子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	40.0%
	c	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	20.0%
	n		15.0%
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○ 2	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○ 3	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○ 6	(保育所)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
	○ 7	(保育所)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
	○ 8	(保育所)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
28	コメント	<p>子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組に関しては、保育方針に「子どもの最善の利益を守り、心身ともに健やかに育てる」と記載されている。保育士倫理綱領に「子どもの最善の利益の尊重」も記載され、職員は「人権擁護のためのセルフチェックリスト」で確認している。子どもを尊重した基本姿勢は「危機対応要領」として、危機発生時対応や食中毒発生時対応、虐待対応マニュアル等に記載されている。年度初めの園内研修において、保育園の理念や保育目標等を共有し、人権に関する内容等について勉強会を実施している。日頃の保育における子どもの尊重や基本的人権の配慮については、職員会議で状況を把握し、評価を行っている。子どもがお互いを尊重する心を育てるための取組については、子どもが同じおもちゃを欲しがるとき、職員が間に入って双方に声かけし、一人ひとりが時間を決めて遊ぶことや譲り合うこと等の支援をしている。子どもの着替えや衣類の色については、性別に関係なく赤でも青でも似合う色等があることを伝え、性差への先入観による固定的な対応をしない配慮をしている。外国籍等の文化が違う場合は、日本文化である会釈のみの挨拶では理解が難しいことから、お互いに尊重する姿勢を示すためにも、職員は挨拶や言葉かけ等で丁寧な対応に心がけている。</p> <p>子ども一人ひとりを尊重した保育について、共通の理解をもつための更なる取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。	30.0%
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。	20.0%
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	30.0%
	n		20.0%
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
29	コメント	<p>子どものプライバシー保護に配慮した保育については、運営規程の秘密保持の中で「子どもと保護者のプライバシー保持」が記載されている。子どもへの言葉かけの大切さや丁寧な保育に関する研修が実施され、子どもの愛着障害等に関する勉強会が行われている。0歳児のオムツ交換は所定の場所で行い、3歳以上児はドアのあるトイレで排せつを支援している。プライバシー保護に関する取組として、保育園の2階部分はガラス張りのため、外からの視線等を遮断する目的でカーテンを設置している。保育状況に関するホームページへの掲載については、子どもや保護者へ説明し、写真やビデオの取扱に関する誓約書や取扱同意書等で確認のうえ、必要時はモザイクで対応する等、プライバシーに配慮している。</p> <p>居室内での着替え、並びに手洗い場から排せつ状況が見えること等から、保育現場における子どものプライバシー保護に配慮したマニュアル作成及び実践が望まれる。</p>	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	25.0%
	b	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	25.0%
	c	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	20.0%
	n		30.0%
着眼点	○ 1	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○ 2	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
30	コメント	<p>利用希望者に対する保育所選択に必要な情報の提供については、保育園のホームページに理念や基本方針、保育園の特性等が掲載されている。ホームページはもとより、入園のしおりや重要事項説明書は読みやすい文字等で記載され、設備面等はホームページへの写真掲載等により把握しやすくなっている。利用希望者に保育園の案内をする際、個別に重要事項説明書や入園のしおりで説明している。見学者には、保育園入室許可書に署名して検温・手指消毒等をしてもらい、入園のしおりで全体的な説明をしながら入園対象年齢のクラスを中心に見学や説明が行われている。年度の入園のしおりや重要事項説明書は、法人の関連施設を参考に見直されている。</p> <p>村内の公共施設等へのパンフレットの備え付けに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
31	②	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	30.0%
	b	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	35.0%
	c	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	10.0%
	n		25.0%
着眼点	○ 1	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○ 2	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○ 3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○ 4	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	○ 5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
31	コメント	<p>保育の開始・変更時における保護者等への説明については、入園児の保護者等には重要事項説明書や入園のしおりをもとに説明して同意をもらっている。進級する子どもの保護者等には、今年度から保育園の園名変更にもとない新体制となることから、クラスごとに説明して重要事項説明書に同意を得たうえで、その内容を署面で残している。保育の提供開始や変更時は、子どもが使う衣類等、毎日の持ち物や準備するもの等について、入園のしおりを用いて保護者等が分かりやすいように説明している。外国籍の保護者には、英語のできる職員が説明する等、保護者等の状況に応じて対応している。特に配慮が必要な保護者への説明についてはルール化し、適正な説明、運用が望まれる。</p>	
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	10.0%
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	25.0%
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	25.0%
	n		40.0%
着眼点	1	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○ 2	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	○ 3	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
32	コメント	<p>保育所等の変更にあたり保育の継続性への配慮については、保育園の利用が終了した場合においても、いつでも相談できることを保護者に口頭で説明し、相談窓口として園長が対応している。今後は、幼稚園との連携も含めて文書等の作成を検討している。保育園等の変更や利用が終了した場合について、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、その後の相談方法や担当者の内容を記載した文書の提供が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	10.0%
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	25.0%
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	35.0%
	n		30.0%
着眼点	○	1 (保育所)日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	
		2 (保育所)保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 (保育所)保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	
		4 (保育所)職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	
		5 (保育所)利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6 (保育所)分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
33	コメント	<p>利用者満足の上を目的とする仕組みの整備については、室内遊びや散歩等の日々の保育の中で、子どもの表情や様子を観察することで把握している。園外保育でこどもの国やミニミニ動物園等に出かける際も満足度の把握に努めている。運動会や発表会の後は、お便り帳等で保護者からの感想をもらっている。保護者面談を年2回実施し、要望や満足度等について聞く機会としている。今年度はコロナ禍で、運動会の動画配信を実施している。保護者から動画配信ではなくDVDの要望があることから、発表会はDVDの作成を予定し、訪問調査時に制作中であった。</p> <p>保護者会等の開催や利用者満足に関する調査を実施し、把握した結果を分析・検討するための検討会議の設置等が望まれる。</p>	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	20.0%
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	25.0%
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	5.0%
	n		50.0%
着眼点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
		6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
34	コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を主任保育士とし、2名の第三者委員を設置して苦情解決の体制を整備している。玄関には、苦情相談対応窓口を表示した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、その下には意見箱と記入用紙を設置している。保護者には、重要事項説明書と入園のおしりに苦情相談窓口や対応方法を記載して説明し配布している。令和2年4月に「発熱時の対応と慣らし保育期間」に関する苦情が2件寄せられ、受け付けや対応の記録を整備している。苦情発生時は、苦情内容や解決結果を園だよりやホームページで公開する体制を確立している。</p> <p>今年度発生した苦情に対して、プライバシーに配慮した上での公表が望まれる。保護者が苦情の申し出をしやすいようにアンケート等の実施にも期待したい。</p>	

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	15.0%
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	35.0%
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	25.0%
	n		25.0%
着眼点	○ 1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ 2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
35	コメント	保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と保護者への周知については、玄関に意見箱を設置し、保護者が相談できる相手として苦情相談窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先が記載されたポスターが掲示されている。ホームページで保護者が要望や意見を述べやすいよう周知し、園だよりや重要事項説明書、園のしおりにも苦情相談窓口を掲載して配布されている。保護者が相談できるスペースとして1階の多目的室や事務室を利用できるようにしている。	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	25.0%
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	30.0%
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	20.0%
	n		25.0%
着眼点	○ 1	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○ 5	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
36	コメント	保護者からの相談や意見への対応については、相談や苦情、要望対応窓口及び意見箱を設置し、苦情処理規程や苦情解決対応マニュアルが整備されている。職員は保護者が相談し意見を述べやすいように連絡帳や送迎時の対話等でコミュニケーションを図ることに努めている。保護者からの相談や意見の内容によって職員での対応が困難な場合は、主任保育士や園長に報告し、検討に時間がかかる場合は説明している。保護者からの「子どもの発育や保育」についての相談には、村の保健師を紹介して専門機関へ繋ぎ、村の公認心理士の巡回指導を受ける等の対応が行われている。 保護者の意見の積極的な把握に向けて、アンケートの実施や対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	20.0%
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	50.0%
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	10.0%
	n		20.0%
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
37	コメント	<p>安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメントについては、「危機対応要領」や「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」、「緊急対応マニュアル」等が整備され、緊急時の指揮権者を園長としている。全体的な計画に環境衛生管理、安全管理を位置付け、保育業務マニュアルにも危機対応を明示し、警察署指導の交通安全教室や散歩安全マップを作成して毎月、避難・救急訓練を実施している。チェック表に沿って毎週、厨房や園内外の安全点検を実施し、2階廊下では、子どもがぶつからない対策として床に進行方向を表示し、棚やトイレ入口等の角にはガードを付け、1階の保育室の柱にはクッション性のあるカバーを施す等、安全対策を講じている。6月の職員会議では、4月に発生した「ベッドからの転落事故」について、要因や対応経過を検証し、再発防止に向けてヒヤリ・ハット報告の強化と職員共有に努めている。緊急時対応フローチャートを作成して各階に掲示し、職員会議で県外で発生したブドウによる窒息事例等の再発防止の検討や看護師を中心に緊急時対応等の研修も実施しているが、毎月、事故(インシデント)の発生が報告されている。子どもの安心と安全に配慮し、毎月、報告される20件前後のヒヤリ・ハットや事故報告等を集計・分析し、分析結果を職員に周知できるよう再発防止の検討委員会を設置する等、更なる取組が望まれる。</p>	

項目		評価結果	
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	50.0%
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	40.0%
	c	感染症の予防策が講じられていない。	5.0%
	n		5.0%
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○ 5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○ 7	(保育所)保護者への情報提供が適切になされている。	
38	コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制の整備と取組については、感染症対策の責任者は園長で、看護師が予防や発生時の対応を行っている。感染症マニュアルが作成され、感染予防として、設備や備品等の具体的な消毒手順が分野毎に記載されている。「①園内の衛生管理の方法一覧、②個人で使用するもの、③玩具、絵本等、プールの消毒、畳等」の用途に応じて消毒剤を使い分け、消毒の方法や感染予防の実際等が明記され、職員に周知されている。職員には、健康診断やインフルエンザ予防接種が実施され、乳児担当職員や調理担当職員には毎月の検便を義務付け、毎日の健康状態、調理従事者の衛生管理状況が把握されている。感染症の予防や安全確保に関する勉強会等は昼寝時間を利用して全職員が参加して実施されている。感染症の予防策として、毎朝、登園時に看護師による子どもの検温や体調観察等で確認し記録され、子供が休園する場合は、保護者がコドモン(携帯アプリ)に入力した体調等を看護師が確認し、保育士に連絡している。手洗い等の消毒は園で作成した次亜塩素酸水を使用している。玩具等は午前中に使用したものは昼食時に消毒し、天日干しをしている。感染症発生時の情報提供は看護師が対応し、玄関の掲示板に感染症名と発生人数を表示し、保護者には送迎時に口頭でも伝えている。</p> <p>感染症マニュアルは、予防と発生時を区分して表示し、定期的な見直しが望まれる。</p>	
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	50.0%
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	35.0%
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	5.0%
	n		10.0%
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。	
	○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○ 3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○ 5	防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
39	コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組については、消防計画や「危機対応要領」、災害発生時の対応マニュアルが作成され、園長を指揮権者とした対応体制が整備されている。避難訓練年間計画が作成され、毎月、避難訓練を実施し、年2回は消防署の職員が参加している。不審者対応訓練や小学校への避難訓練を実施している。災害発生時に向けては、仲泊小学校と防災協定を結び、年2回、防災設備の点検を実施している。備蓄は、蓄電池やアルファ米等の非常食を用意し、防災の日是非常食を使った料理が提供され、調乳室の前に「災害発生時給食フローチャート」が掲示されている。玄関には避難マップを掲示し、保護者や職員に、「津波以外の災害発生時は仲泊小学校、津波発生時は地域の高台へ避難する」ことを周知し、災害発生時はコドモンアプリで配信することを保護者に説明している。</p> <p>被災時においても保育を継続するために必要な対策を含めた防災計画の整備、及び備蓄は7日分程度の食料や生活用品等の確保が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	b
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	15.0%
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	40.0%
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	15.0%
	n		30.0%
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	○ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
	○ 5	(保育所)標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	
40	コメント	<p>保育の標準的な実施方法については、苦情解決対応や事故防止及び事故発生対応、感染症対応、食物アレルギー対応等のマニュアルが多数整備されている。「危機対応要領」の保健衛生管理マニュアルには、子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護の姿勢が明示されている。マニュアルは、職員がいつでも閲覧できるように職員室に置いている。事故防止及び事故発生対応マニュアルについては、定期的に園内で勉強会を実施している。例年は、保護者も参加して開催される運動会や発表会は、コロナ禍により子どものみで開催し、日数も変更して実施されている。</p> <p>標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	20.0%
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	15.0%
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	25.0%
	n		40.0%
着眼点	1	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	
	2	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	
	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
41	コメント	<p>保育の標準的な実施方法の見直しについては、今年度9月の職員会議で「保護者からの薬の受取でヒヤリ・ハットが生じ、子どもの健康管理に関するマニュアルの与薬依頼簿を受領サインのある様式に変更した」ことが報告されている。保育の標準的な実施方法について、検証・見直しの時期や方法を定め、定期的な検証し必要に応じて見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	25.0%
	b	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	25.0%
	c	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	30.0%
	n		20.0%
着眼点	○	1	指導計画策定の責任者を設置している。
		2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
		3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○	4	(保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が策定されている。
	○	5	(保育所) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
		6	計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○	7	(保育所) 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○	8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
42	コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の策定について、指導計画は全体的な計画にもとづいて作成され、年間指導計画や月案、週・日案が作成され、指導計画策定の責任者は園長となっている。アセスメント手法は確立していないが、入園前の個別面談で「保育所入所面接票」を使用し、子どもの発育や健康状況、食事や睡眠状況、一日の流れや今までの保育状況等を確認するとともに保護者の意向を聞き、児童票に予防接種等についても記入して子どもの状況を把握している。3歳未満児の個別計画は、個別面談や連絡帳、日々の送迎時の保護者との情報交換も踏まえて、クラス担当職員が作成し、主任や園長が確認している。配慮を必要とする子どもに関しては、主治医や発達支援センター職員の情報及び村の保健師や公認心理士の年3回の巡回指導により、児童デイサービスの利用や延長保育の実施等、個別の指導計画書が作成されている。計画は、長期目標と短期目標で設定されている。</p> <p>指導計画の作成にあたっては、アセスメント手法を確立し、アセスメントによる課題について協議し、課題解決のための方法の合議を実施することが望まれる。</p>	
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	25.0%
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	25.0%
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	25.0%
	n		25.0%
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	○	3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
		4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○	5	(保育所) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
43	コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、指導計画手順書にもとづいて月案は月末に、週・日案はクラス担当が作成した案を週末にコドモンに入力し、変更した指導計画は主任や園長が確認できる仕組みとなっている。他の職員はパソコンネットワークで共有できるようにしている。来年度からは木曜日に週・日案を作成し、月案は25日に提出して園長と主任が内容を確認し、月の最終月曜日に月・週案について、リーダーと主任、園長による会議をする手順が検討されている。「離乳食が進まない」子どもの姿から「保護者と栄養士と連携する」ことを翌月の計画のねらいに掲げて実践し、改善されたことが記録から確認できた。園外保育計画書が別紙で提出され、雨天時は室内体操へ計画を変更することが記載され、週・日案を緊急に変更する仕組みになっている。</p> <p>指導計画の評価・見直しにあたっては、保育の質の向上に関わる課題等の明確化が望まれる。</p>	

項目		評価結果		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	
判断基準	a	子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	10.0%	
	b	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	55.0%	
	c	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	10.0%	
	n		25.0%	
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	○	2	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	○	4	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
44	コメント	<p>子どもに関する保育の実施状況の記録と共有化については、子どもの発達状況や生活状況等は、保育園が定めた様式に記録されている。記録内容や書き方に差異が生じないよう「月案・日誌の書き方」について主任と園長による職員研修が実施されている。パソコンネットワークが導入され、主任や園長が職員の入力内容を確認し、必要時は作成した職員に助言している。0～2歳児については、個別の指導計画が作成され、保育が実施されていることが確認できた。入園から卒園までの育ちの記録が確認できるよう、今年度から個別の児童票を整備している。出勤した職員は、毎朝、子どもの体調や様子について記入している受け入れ簿や前日の遅番引き継ぎ書や延長児日誌等を確認して子どもの情報を共有している。虐待につながる事案や事故発生等は、月1回開催する職員会議で情報を共有している。</p>		
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	30.0%	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。	25.0%	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	5.0%	
	n		40.0%	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。	
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
45	コメント	<p>子どもに関する記録の管理体制は、個人情報保護規程や文書規程が整備され、子どもの記録の保管と保存、廃棄、情報の開示に関する事項を定め、子どもに関する記録の責任者は園長となっている。ソーシャルメディア管理規程を整備し、SNS等への情報発信の禁止事項が明記されている。職員採用時は、秘密情報保護に関する誓約書を徴し、個人情報の不適切な利用や漏洩防止に努めている。重要事項説明書に「守秘義務及び個人情報の取り扱い」を記載し、保護者には個人情報の使用同意書とホームページや新聞等への写真やビデオ提供に関する同意書と写真やビデオに関する誓約書を提出させている。児童票等の子どもに関する記録類は、鍵付きの棚で管理している。 記録の管理について個人情報の保護の観点から職員への教育や研修の実施が望まれる。</p>		

		項 目	評価 結果
A-1 保育内容			
A-1-(1) 全体的な計画の作成			
46	A①	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
	判断基準	a 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。	15.0%
		b 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。	60.0%
		c 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。	0.0%
		n	25.0%
	着眼点	○ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。	
		○ 2 全体的な計画は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
		○ 3 全体的な計画は、保育所の理念、保育要領や目標に基づいて作成している。	
		○ 4 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
		○ 5 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。	
		○ 6 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に活かしている。	
		○ 7 全体的な計画は、幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して作成している。	
46	コメント	<p>全体的な計画は、保育所保育指針や保育所の理念、保育方針及び保育目標にもとづいて作成されている。保育所保育指針に沿って、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、保育時間、地域社会との連携、災害、安全、保健支援等で計画が作成されている。今年度の全体的な計画は、法人本部が作成した全体的な計画に園長が「地域社会との連携」や「地域の実態・子どもや家庭の状況」を追加して作成されている。</p> <p>全体的な計画に「育みたい資質・能力」の3つの柱や「自己評価欄」の追加及び評価の実施、並びに全体的な計画作成への職員の参画が望まれる。園で提供している「病後児保育や体調不良児保育」の追加にも期待したい。</p>	

		項 目	評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
47	A②	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
	判断基準	a 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	10.0%
		b 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	65.0%
		c 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	10.0%
		n	15.0%
	着眼点	<input type="radio"/> 1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
		<input type="radio"/> 2 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
		<input type="radio"/> 3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
		<input type="checkbox"/> 4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
		<input type="radio"/> 5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
		<input type="radio"/> 6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
47	コメント	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備について、室内には温・湿度計を設置し、外気の温度を考慮して、冷房機や加湿器、除湿器等を使用して管理している。換気や採光、音などに配慮され、午睡時や午後の西日等に対してはカーテンで調節し、常に適切な状態を保持している。保育室のロッカーや棚などは固定され、安全に使用できるようにしている。戸外遊具は適宜安全チェックを行っている。乳児と1歳児の保育室のロッカーや柵、遊具等は次亜塩素酸水を使用して消毒し、日干しをして衛生管理に努めている。1歳児以上の午睡は保育園用のコット(簡易ベッド)を使用し、シーツやタオルケット等は家庭からの持参とし、毎週持ち帰りしている。食事後は掃除をして午睡の準備をし、寝具類等が室内の一角にまとめられ、安全面に配慮しながら生活空間が確保されている。2歳以上児の保育室の家具や階段、手すり等は子どもの安全に配慮された造りになっている。屋上園庭にはジャングルジムや雲梯、すべり台付大型遊具(低年齢用)が設置されているが、階段を幾通りも上らないと遊具等にたどり着けない状況で、安全面から日常的な使用は難しい状況にある。トイレは、1階に0~1歳児用、2階に2歳児以上用が設置され、一部排せつ状況が見える状況にある。</p> <p>集団から離れて一人で過ごしたいと思う子どものための落ち着けるコーナーの工夫、及び一部トイレのプライバシーへの配慮が望まれる。なお隣接地に増設中の園庭については今後の活用に期待したい。</p>	

項 目			評価結果
48	A③	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	判断基準	a 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	15.0%
		b 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	50.0%
		c 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	15.0%
		n	20.0%
	着眼点	○ 1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	
		○ 2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
		○ 3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
		○ 4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
		○ 5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
		○ 6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
48	コメント	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育について、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差については、登園時や午睡時に寝不足傾向のある子どもには家庭での生活リズムを把握する等、一人ひとりに合わせた対応がされている。室内から戸外活動へ移動する際も、保育士が子どもの思いに寄り添った声かけを行っている。0歳児については、一人ひとりの登園時の様子やその日の機嫌等を把握し、子どもの発達過程に応じて、食事や排せつ、遊び等に対応している。1歳児は、「ボール遊びなど子どもの好きな遊びを保育士だけでなく友達とも楽しんでいる姿が見られる」との記録がある。2歳児は、「△△さんは身の回りのことを自分でやりとげ達成感が味わえるように、様子を見守り、ゆったりとした時間を設けて取り組めるようにしていく」と記録されている。意思表示が十分でない子どもについては、保育士から声かけをし気持ちを汲み取っている。担任が1人保育になった場合は、サポートとして園長や主任が入って、個別に子どもの欲求を受け止め、落ち着いたところで集団に戻している。職員には、子どもに対して「さん」づけで分かりやすい言葉を使って話すように周知している。保育中の言葉かけのポイントとして、「子どもたちの話を受け止める、安心感を与える、褒めることで自己肯定感を高めることにつながる」等、7項目を取り上げて職員に周知している。	
49	A④	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	15.0%
		b 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	55.0%
		c 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	10.0%
		n	20.0%
	着眼点	○ 1 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
		○ 2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
		○ 3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
		○ 4 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
		○ 5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
49	コメント	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備と援助について、1歳児は、登園後、好きな遊びの活動中に一人ひとりの子どもへ個々の排尿間隔に合わせて保育者が声をかけ、子どもが排尿する感覚や排尿できたことの達成感を味わうことができるような援助を行っている。2歳児は、トイレ排泄ができるように手助けする子どもがいる。保育士は子どもが自分で着脱を行う姿を見守り、できないところは保育士がやり方を教えることで、自分で着脱できるようにしている。食事を手づかみで食べる子に、やり方を教え、声掛けをして意識させる子がいる。3歳以上児は、配膳や食事の食べこぼしや片付けなど、子どもが自分でできることは自分で行うよう援助している。12時30分から14時50分までは全クラスで午睡を実施し、活動と休息のバランスが保てるように配慮している。子どもが自分でできていない場面では、保育者が子どもにやさしく語りかけ、援助し、基本的な生活習慣が習得できるような取組がなされている。	

		項 目	評価結果
50	A⑤	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
	判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	15.0%
		b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	45.0%
		c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	20.0%
		n	20.0%
	着眼点	1 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○ 2 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○ 3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○ 4 戸外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		○ 5 生活と遊びを通して、友だちなど人間関係が育まれるよう援助している。	
		○ 6 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○ 7 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。	
		○ 8 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。	
		○ 9 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。	
		10 子どもが様々な表現活動を自由に体験できるよう工夫している。	
50	コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境の整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開については、0～4歳児までの遊びとして、室内遊びは、ブロック類(ソフト、大型、レゴ、メガ万)、積み木、人形遊び、製作(お絵かき、手形、ちぎり絵、チラシ遊び)、ボール遊び、リトミック、パズル、ひも通し、ポットン落とし、コップタワー、輪投げ、シールはり、マグネット、折り紙、絵合わせカード、ひも通し、わみー、粘土遊び、英語遊び、数遊び、わらべ歌、ダンス等が整備されている。外部講師による体育遊びが実施されている。外遊びとして近隣のゲートボール場や浜辺への散歩があり、砂遊び、プール、水遊び、雲梯、ジャングルジム、鬼ごっこ、かけっこ、海遊び、ヤドカリ探し、凧あげ等が実施され、体を十分に使った活動を取り入れている。2～4歳児クラスが合同で散歩に出かけたゲートボール場の活動で、子どもから「鬼ごっこをしよう」との呼びかけがあり、保育士も一緒に遊び、たくさん走って満足した様子が記録されている。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもが言葉で伝えられるよう、保育士は発達に応じた援助を行っている。例えば、2歳児が跳び箱を跳べた時は「できたね」と一緒に喜びを共感し、やる気・意欲へとつなげている。空き箱や色紙、絵具、粘土等の製作活動では様々な素材の教材を用意し、友達と協同してできる環境を整え、友達と一緒に表現活動を楽しめるよう工夫している。散歩の途中で桜が咲いているのに気づき、足を止めて「ピンクや赤もあるよ」「あっちにもあるよ」と自然と触れ合う機会も大切にしている。友だちと玩具の取り合いをするなどの自我の芽生えに配慮しながらも、年齢に応じて保育士が仲立ちをし、子どもに友だちの思いや遊びの決まり等を伝える場面が見られる。外部講師による体育遊び(毎週月曜日)を2・3・4歳児を対象に取り入れ、年間カリキュラムにより実施されている。</p> <p>子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)への配慮として、遊具等を片づけるのではなく、できるだけ子どもが選べるように手の届く場所に設定された環境を整備し、子どもが様々な表現活動を自由に体験できるような工夫が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
51	A⑥	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	25.0%
		b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	45.0%
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	5.0%
		n	25.0%
	着眼点	<input type="radio"/> 1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		<input type="radio"/> 2 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		<input type="radio"/> 3 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
		<input type="radio"/> 4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		<input type="radio"/> 5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		<input type="radio"/> 6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
51	コメント	<p>乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容や方法への配慮については、乳児が長時間過ごすことに適した生活と遊びのために、床間の一角を半畳より大きめのマットを敷いてサークルで囲い、休める場所が用意されている。登園時や保育中、子どもの状態や生活リズムに配慮し、子ども一人ひとりの状態が把握出来るように子どもの目線に合わせて適切に対応している。保育室で安心して過ごせるように、1歳児室との間に仕切りの安全柵が設置され、月齢に合わせた遊具(ソフトブロック、積み木、人形遊び、手形、指絵具、階段上り、ボール、シール張り等)があり、外遊びでは砂遊びやシャボン玉、水遊び、探索活動ができるようになっている。乳児が大切にされていると感じることができるように、保育士は日常的に共感の言葉かけをして見守り、乳児が安心して過ごせる環境に配慮している。6か月頃から保育士の顔を覚え、愛着関係が強まり特定の保育士を好むようになるが、愛着関係を広げるため園長や主任にも保育に加わってもらっている。家庭との連携として、日々の連絡帳の記録やコドモンアプリによるラインでの連絡、送迎時の会話、クラスだより、個人面談などで、乳児のことを丁寧に伝え、共有することができる。</p>	

項 目			評価結果
52	A⑦	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	15.0%
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	50.0%
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	15.0%
		n	20.0%
	着眼点	○ 1 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		○ 3 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		○ 4 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
		○ 5 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
		○ 6 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	
		○ 7 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
52	コメント	<p>3歳未満児(1・2歳児)の保育における、養護と教育の一体的な展開と適切な環境の整備、保育の内容や方法への配慮として、1・2歳児は、各1クラスで、部屋が1階と2階に離れており、担当保育士による日常的な連携は難しい状況にあるが、生活や活動遊びのコーナーを工夫し、一人ひとりの子どもが自分のやりたい遊びや活動ができるように配慮されている。1歳児では、大型ブロックや積み木、人形遊び、お絵かき、ちぎり絵、ボール遊び、リズム、リトミック、砂遊び、水遊び、かけっこ等、保育士に見守られながら好きな遊びを見つけて遊べるよう配慮している。スキンシップで触れ合いながら一人ひとりの気持ちを受け止め、自分でやりたい子には一対一で関わり、自分でやりたい気持ちを大切に援助している。2歳児の室内遊びとしてパズルやひも通し、ポットンおとし、リトミック、コップタワー、レゴ、輪投げ、アイクリップ、マグネット、プッチン等がある。外遊びとして散歩や砂遊び、凧揚げ、ボール遊び、鬼ごっこ、シャボン玉等、自分でできる生活や遊びを増やす取組がされている。2月のねらいでは「順番や交替があることを知り、友達と一緒に遊ぶことを楽しむ」とあり、子どもの自我の育ちを受け止めて保育士が適切に関わっている。様々な年齢や大人との関わりについては、早朝や延長保育時は合同保育が実施され、園長以下看護師等も含めて直接保育に関わる体制がある。家庭との連携においては、日々の連絡帳の記録やコドモンアプリによるラインでの連絡、送迎時の会話、クラスだより、個人面談などで子どものことを丁寧に伝え合い、共有することができている。広範囲での探索活動が十分に行えるような環境の配慮が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
53	A⑧	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	15.0%
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	55.0%
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	5.0%
		n	25.0%
	着眼点	○ 1 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○ 2 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○ 3 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○ 4 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
53	コメント	<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備、保育の内容や方法への配慮については、3～5歳の各年齢とも保育士が子どもの気持ちに寄り添い、定期的にクラス担当者と話し合っ て取り組まれている。3歳児は、目標に「感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむこと」を掲げ、2月 の発表会に向けてオペレッタをすることが決まり、12月から希望を聞いて役割を決め、音楽を流して練習し ている。練習したくない子はそばで見ているが、徐々に参加するようになり、週1回の会場での練習が楽しみ と言えるまでになっている。4歳児は、子どもたちが興味・関心を持っているものとして、週1回外部講師によ る体育遊びや英語がある。今回、発表会でスイミー（英語劇）をやることを決めている。準備としてみんなで大 型絵本を作り、スイミー（魚）を一人ひとりの手形やスポンジで表現し、役割を分担して、鬼滅の刃の戦いやダ ンス、歌等も交えて発表に向けて取り組んでいる。日常的な遊びは、鬼ごっこやスライディング、シャボン玉等が あり、登園後やりたい遊びを自分で見つけて友だちと会話を楽しみながら活動している。食育として、クッキ ング（スイートポテト、クッキー）を実施し、栽培では人参や玉ねぎ、ジャガイモ等を育成している。保育士が扇 風機の清掃をしていると子どもが自ら塵取りとホウキを持ってお手伝いをする姿が見られる。保育士は、子 どもの育ちや子どもの関わり合う姿を、送迎時やクラスだより、個人面談等で保護者に伝え、子どもが主 体的に活動し、自己肯定感を持つことができるような環境を整える工夫をし、成長過程を見守り、適切に働きか けている。</p> <p>着眼点3は5歳児の保育の実施がないため対象外。</p>	

		項 目	評価結果
54	A⑨	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	5.0%
		b 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	60.0%
		c 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	15.0%
		n	20.0%
	着眼点	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		○ 2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		○ 3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
		○ 4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		○ 5 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○ 6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		○ 7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		8 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
54	コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、特別支援児への対応、個別の年間指導計画が作成されている。計画は、家庭での様子や関係機関との連携、年間目標、短期目標（4期に区分）、子どもの姿（「遊び」「人との関り」「生活習慣」「体・運動」「反省」）等の項目で表示されている。今年度1人の支援児が在籍し、計画にもとづいて子どもの特性に応じた指導・援助が行われ、具体的な支援内容が記録されている。村からの派遣による保健師と公認心理士による年3回の巡回指導を受け、「恩納村認可保育園巡回相談事前資料」として、身辺自立や給食、言葉、コミュニケーション、自由遊び、設定活動等が記録されている。支援児への関わり方についての保護者からの相談にも対応している。医療機関に通院し、週2回児童発達支援事業所に通所して指導を受けている。11月から週4回の登園となり、他児との関わりも増えている状況である。職員は、今年度はキャリアアップ研修の一環として「障害児保育」についてのリモート研修を受講している。</p> <p>建物・設備など、障害に応じた環境整備、及び他の保護者に障害のある子どもの保育に関する適切な情報を、例えば、重要事項説明書等に明示して伝えるなどの取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
55	A⑩	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	15.0%
	b	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	40.0%
	c	長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	20.0%
	n		25.0%
着眼点	○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○ 2	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
	○ 3	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
	○ 4	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
	○ 5	保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○ 6	子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
	○ 7	担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
55	コメント	<p>長時間にわたる保育のための環境整備と保育の内容や方法の配慮として、長時間保育について、朝は7時30分から9時までは1階の1歳児室で受け入れ、夕方は0・1歳児は0歳児室で、2歳児以上は1歳児室で対応して子どもの状況に応じて過ごせるよう配慮している。0歳児は抱っこをし、仮眠が必要な子には対応し、ゆったりと過ごすことができるよう配慮している。子どもが多い時間帯は当番保育士2人と看護師も一緒に対応している。1日の保育を見通して乳児には、登園時に麦茶を与え、9時には午前のおやつ(牛乳)を準備して対応している。延長実施時間は18時31分から19時30分までの1時間とし、通常保育から延長保育への移行についても、子どもの状態に配慮しながら繋いでいる。子どもが安心できるよう1歳児から異年齢合同保育を実施し、遊具についても日中の使用のものとは異なるものを提供している。18時から職員2人態勢で支援している。延長利用者は現在は月単位の契約はなく、必要に応じて随時に利用する状況で、その場合はおやつも提供している。保護者への各クラス担当からの引き継ぎは口頭で行い、言い忘れがある場合はラインで連絡している。終了後は経過等を遅番担当が記録に残している。</p>	
56	A⑪	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	
	n		
着眼点	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	
	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	4	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	
56	コメント	(4歳児までの為、評価対象外)	

		項 目		評価結果
A-1-(3) 健康管理				
57	A⑫	①	子どもの健康管理を適切に行っている。	b
	判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	55.0%
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	35.0%
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	0.0%
		n		10.0%
	着眼点	○ 1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
		○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
		○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。	
		○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
		○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
		○ 6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
		○ 7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		○ 8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
57	コメント	<p>子どもの健康管理については、体調不良児保育マニュアルと病後児保育マニュアルが作成されている。保健計画にもとづいて子どもの既往症や予防接種状況、内科健診や歯科検診の実施、アレルギー対応等子どもの健康状態を把握している。日々の子どもの健康状態は看護師が登園時に確認し、職員に情報を周知・共有している。保育中の子どもが体調悪化やケガなどにより安静が必要になった場合は、担任から保護者に連絡し、迎えが来るまでは体調不良児保育マニュアルにもとづいて専用の保育室で専任の看護師が保育している。入院加療の必要はないが安静の必要があり、集団生活が困難な状態の子どもについては、病後児保育マニュアルにもとづいて専用室で看護師と保育士が保育している。園における子どもの健康に関する方針等は、入園時に重要事項説明書や入園のしおりで保護者に説明されている。保護者向けに毎月、看護師が「保健だより」を発行している。職員は乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を深め、0～1歳児は5分おき、2歳児は15分間隔で確認してブレスチェック表に記録されている。保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報を提供している。</p> <p>現在作成されているマニュアルも含め、子どもの健康管理全般に関するマニュアルの整備が望まれる。</p>		
58	A⑬	②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
	判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	45.0%
		b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	35.0%
		c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	5.0%
		n		15.0%
	着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
		○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	
		○ 3	家庭での生活に生かされるよう、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
58	コメント	<p>健康診断・歯科健診の結果の保育への反映については、嘱託医により内科健診と歯科検診が年2回(6月と10月)看護師が関わって実施し、結果は関係職員に周知されている。健診結果は保健計画等に反映され、保護者には口頭で健診結果を伝えている。</p> <p>健診結果を集計・分析し、教育・保育に反映するとともに、保護者と連携して治療結果を把握・記録し健康管理に努めることが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
59	A⑭	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	50.0%
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、対応を行っているが、十分ではない。	30.0%
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	10.0%
		n	10.0%
	着眼点	○ 1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○ 2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○ 3 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○ 4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
		○ 5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
		○ 6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
59	コメント	<p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもへの医師の指示を受けての適切な対応として、食物アレルギー対応マニュアルが作成されている。入所時に保護者に確認して作成したアレルギーや食べたことのない食材の一覧表にもとづいて、未摂取食材がある場合は給食で提供する前に家庭で実食してもらっている。アレルギーのある子どもについては、重要事項説明書で医師による生活管理指導票の提出を義務付け、毎年1回提出させている。除去食を解除する場合は、除去解除申請書を提出させている。アレルギー食の実施に当たっては、保護者と園長、保育士、看護師、調理担当者等と面談を行い、指導票にもとづいて実施計画書を作成して除去食や代替食を提供している。現在、小麦粉と卵のアレルギー対象の子どもが在籍し、慢性疾患等の対象児はいない。保護者との連携については、献立表を配布して食材の確認を双方で行っている。食事の提供時は、机を別にして専用トレーに配膳用名札をつけ、食器をピンク色にして区別し、配膳も調理員から担任へ直接手渡している。お代わりはなく、多めに盛り付けをして対応している。職員は「アレルギー対応に関する理解」「小児救急アナフィラキシーショック」の研修を受講している。入園時に必ず「給食の提供に関する同意書」を全保護者に説明し、提出させている。</p>	

項目		評価結果
A-1-(4) 食事		
60	A⑮	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 20.0%
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。 65.0%
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。 5.0%
	n	10.0%
着眼点	○ 1	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
	○ 2	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
	○ 3	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
	○ 4	食器の材質や形などに配慮している。
	○ 5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
	○ 6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
	○ 7	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
	○ 8	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
60	コメント	<p>食事を楽しむことのできる工夫については、栄養士が子どもの年齢毎に0歳児は月単位に、1歳児からは4期に分けて食育年間計画を作成している。子どもが食に関心を持てるように畑やベランダでジャガイモやほうれん草等の野菜を栽培し、収穫した野菜で調理体験を実施している。季節に合わせてハロウィンではカボチャのクッキー作り等を行っている。食事は各保育室でとり、0歳児と1歳児には保育士や看護師が各テーブルについて子どもの様子を見ながら援助し、2階の2・3・4歳児の保育室では、保育士と一緒に食事を摂っている。食事は子どもが達成感を味わえるような分量にし、偏食や食の細い子どもには少量から始め、食べられた時は褒めて一緒に喜び、調理体験を機に食べられる量が増えた子どももいる。食器はメラミン食器を使用し、食具も子どもの発育に合わせて大小のスプーンやフォークが用意され、4歳児はお箸を使用している。玄関には献立名と食事、おやつがケースに展示され、近くには献立表を掲示し、「春の七草」や「大豆の栄養」等が紹介されている。毎月、栄養士が作成した「食育だより」が配布され、離乳食作りや子どもに人気のある献立のレシピを掲載している。栄養士や看護師が子どものアレルギーや栄養について保護者の相談に応じる等、家庭と連携している。</p>

		項目	評価結果
61	A⑯	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	40.0%
		b 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	45.0%
		c 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	0.0%
		n	15.0%
	着眼点	<input type="radio"/> 1 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。	
		<input type="radio"/> 2 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
		<input type="radio"/> 3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
		<input type="radio"/> 4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
		<input type="radio"/> 5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		<input type="radio"/> 6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
		<input type="radio"/> 7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
61	コメント	<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供について、離乳食は発育に応じて形状を変え、アレルギーのある子どもには除去食や代替食で対応している。その日の子どもの体調に応じてお粥を提供し、牛乳をお茶にする等、柔軟に対応している。検食は、1階の事務職員や保育担任、看護師、園長、主任が交代で朝のおやつ(牛乳)、昼食(幼児食)、アレルギー食、おやつと1日3回実施し、残食は厨房職員が毎日確認して日誌に記載している。毎日、調理員や栄養士が保育室を回って話をしながら喫食状況を確認している。毎月、給食会議を開催して子どもたちの喫食状況を報告し、残食の多い献立の改善について検討している。食事は、節分の恵方巻きや3月のひな寿司等、季節や行事に配慮した献立とし、1月の七草がゆの提供時は、食材を揃えて子どもたちに見て触れてもらい七草がゆの由来を説明している。郷土の食文化についてはムーチー作りを実施し、正月の中身汁やクープイリチー等が提供されている。おやつもチンビンやクズモチ等を手作りして提供している。厨房では、食品衛生管理マニュアルに沿って、毎日、職員の体調管理や冷蔵庫の温度チェックを行い、調乳室担当者や厨房職員の検便等は毎月実施されている。</p>	
A-2 子育て支援			
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
62	A⑰	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
	判断基準	a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	25.0%
		b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	55.0%
		c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	5.0%
		n	15.0%
	着眼点	<input type="radio"/> 1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
		<input type="radio"/> 2 保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
		<input type="radio"/> 3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
		<input type="radio"/> 4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
62	コメント	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、保護者との日常的な情報交換は、日々の送迎時の対話や連絡帳で行っている。入園式や個別面談等は保育の意図や内容について保護者の理解を得る機会としている。今年度は、コロナ禍により入園式は開催できなかったが、個別面談等は中止され、運動会や発表会等の行事は子どものみで開催し、保護者には動画での配信やDVDにして提供されている。園での子どもの様子は、行事予定を掲載した園だよりを毎月配布し、クラス便りで今月のねらいや行事予定、子どもの活動状況を紹介する写真を掲載してコドモアプリで配信している。玄関には、ジャガイモ掘りやムーチー作り等の写真を掲示して子どもたちの様子を保護者に伝えている。保護者からの子どもの発育や食事についての相談は、個別に記録されている。子どもの体調に関しては体調管理シートに記録して情報を共有している。</p> <p>保育の意図や内容について保護者が理解できるよう、入園時に全体的な計画の説明が望まれる。コロナ収束後は保護者が個別面談や行事に参加しやすい更なる工夫が望まれる。</p>	

項目		評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
63	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 20.0%
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。 55.0%
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。 5.0%
	n	20.0%
着眼点	○ 1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
	○ 2	保護者等からの相談に応じる体制がある。
	○ 3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
	○ 4	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
	○ 5	相談内容を適切に記録している。
	○ 6	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。
63	コメント	<p>保護者が安心して子育てできる支援については、日々の送迎時における保護者との対話や連絡帳を通して行い、保護者からの相談等には個別に対応して信頼関係を築くことに努めている。子どもの急な発熱に保護者が対応できない場合は、看護師が体調不良児室で観察する等の対応をしている。今年度は、コロナ禍で保護者が参加できなかった運動会の動画配信後に「DVDにしてほしい」と保護者から要望があり、対応している。DVDの提供は、発表会に反映されている。保護者からの相談は担当保育士が対応しているが、内容によっては主任や園長に報告して対応する体制があり、相談内容は記録されている。相談には保護者の就労等、個々の状態に合わせて対応している。園で実施している病後児保育や体調不良児保育、延長保育が利用されている。</p> <p>クラス担当保育士が受け付けた相談や連絡帳での相談等に関しても、苦情相談担当者に報告し、記録等の整備が望まれる。</p>
64	A⑲	② 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 a
判断基準	a	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 25.0%
	b	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。 45.0%
	c	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。 10.0%
	n	20.0%
着眼点	○ 1	不適切な養育（虐待）等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
	○ 2	不適切な養育（虐待）等の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
	○ 3	不適切な養育（虐待）等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
	○ 4	職員に対して、不適切な養育（虐待）等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育（虐待）等に関する理解を促すための取組を行っている。
	○ 5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
	○ 6	不適切な養育（虐待）等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
	○ 7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。
64	コメント	<p>家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防については、虐待対応マニュアルに子どもへの対応やプライバシー保護等、職員として高い意識を身につけることが記載されている。人権や愛着障害については研修が実施され、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、職員間の理解が図られている。虐待チェックシートで子どもの登園や降園時、遊びと生活の様子等を確認しながら把握に努めている。不適切な養育と感ぜられる場合は、子どもの気になる状況についてクラス担当や主任、園長等で話し合い、行政にも連絡し相談している。子どもの気になる傷や忘れ物が続いた場合は、送迎時に保護者に声かけして話しあい、保護者の精神面等への援助を心がけるよう職員に周知している。虐待等が気になる子どもについては、行政へ相談し、児童相談所と連携して対応した事例がある。虐待対応マニュアルが整備され、保育園での関わり方のポイントや児童虐待の現状と対応について、園内研修により理解を深め、職員は虐待の早期発見や予防に努めている。</p>

		項 目	評価 結果
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
65	A⑳	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
	判断基準	a 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	25.0%
		b 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。	40.0%
		c 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	10.0%
		n	25.0%
	着眼点	○ 1 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。	
		○ 2 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。	
		○ 3 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。	
		○ 4 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。	
		○ 5 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	
		○ 6 保育士等の自己評価を、園全体の保育実践の自己評価につなげている。	
65	コメント	<p>保育士等の主体的な保育実践の振り返り(自己評価)と保育実践の改善や専門性の向上への取組として、保育士は、クラス担当同士で話し合い、記録を通して各年齢ごとの週・日案や月間、年間指導計画について評価・反省を定期的に行い、子どもの姿をとらえ、次のねらいに反映させている。例えば「新型コロナの影響で、全員揃うことができなかったため、通常保育に戻ったら、散歩や戸外遊びでたくさん体を動かして楽しめようになりたい。」には、「戸外で体を動かして遊び解放感を味わう、友達と一緒に遊んだり、いろんなことに挑戦させたい。」ことを次の計画のねらいとして位置づけるなど、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</p> <p>新保育所保育指針にもとづく全体的な計画についても評価欄を設定し、自己評価の実施が望まれる。</p>	